

平成 2 5 年第 2 回安堵町議会定例会会議録

(最終日)

日時 平成 2 5 年 6 月 1 4 日 (金) 午前 1 0 時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 1 0 名

1 番 森 田 瞳

2 番 浅 野 勉

3 番 植 田 英 和

4 番 中 本 幸 一

5 番 島 田 正 芳

6 番 松 田 和 代

7 番 松 本 正 弘

8 番 山 岡 敏

9 番 田 中 幹 男

1 0 番 福 井 保 夫

2 出席議員 1 0 名

3 欠席議員 なし

4 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 成 瀬 博 書 記 吉 川 明 宏

5 地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西 本 安 博	副 町 長	北 田 秀 章
教 育 長	楮 山 素 伸		
理事（総務部門）	寺 前 高 見	理事（民生部門）	磯 部 あさみ
理事（事業部門）	北 門 康 幸	会 計 管 理 者	喜 多 君美代
総合政策課長	堀 川 雅 央	総 務 課 長	近 藤 善 敬
税 務 課 長	中 野 彰 宏	住 民 課 長	堀 口 善 友
健康福祉課長	（民生部門理事兼務）	人権同和対策課長	大 星 義 博
産業建設課長	古 川 秀 彦	上下水道課長	（事業部門理事兼務）

6 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第 6 号：奈良県広域消防組合の設立に関する協議について

日程第 4 議案第 7 号：奈良県広域消防組合設立に伴う西和消防組合の解散に関する
協議について

日程第 5 議案第 8 号：西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

日程第 6 議員派遣について

日程第 7 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

開 議 午前 10 時

議長（山岡 敏） 只今の出席議員数 10 名です。

定数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議長（山岡 敏） 本日の議事日程は、お手許に配付のとおりです。

議長（山岡 敏） 日程第 1：「諸般の報告」を行います。

議会より報告します。

お手元に配付しております委員会委員名簿のとおり、総務産業建設常任委員会の正副委員長に異動がありましたので、お知らせいたします。

総務産業建設常任委員会 委員長に 植田 英和 議員、

副委員長に 中本 幸一 議員、であります。

よろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） 次に、「行政報告」を行います。

磯部民生部理事から行政報告の申し出がありました。

これを許可します。

磯部民生部門理事、よろしく。

(磯部民生部門理事 登壇)

民生部門理事（磯部あさみ） おはようございます。

磯部です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付させていただいております、第2期すこやか安堵21計画、安堵町健康増進計画、安堵町食育推進計画、そして第2期安堵町障害者計画を策定いたしましたので、計画書と概要版をお手元に配布しておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、第2期すこやか安堵21計画、こちらの方からよろしくお願いいたします。

概要版で説明させていただきます。

策定趣旨の、計画策定の趣旨といたしまして、概要版の表紙御覧ください。計画策定の趣旨の下から3行目ですね、趣旨の3行目です。

このたびは、これまでの本町の取り組みや今後の社会動向などを見据え、また「第4次安堵町総合計画」の健康づくりに関する基本方針を踏まえ、健康増進、食育に対する施策を効果的に展開していくため、「第2期すこやか安堵21計画、安堵町健康増進計画」及び「安堵町食育推進計画」を策定いたしました。

続いて2ページ、3ページちょっと御覧ください。

できることから取り組んでみようと8つの分野で具体的な取り組みを、数値目標を示し、健康づくりを推進していきます。

真ん中の、真ん中に書いております、みんなの健康づくりのビジョンでございますが、みんなが生涯すこやかに生活し安堵するまちを目指して、すこやか安堵、つながり、生きがいのかかげ、住民が健やかに心豊かに生活できる活力ある地域社会の実現に向けて取り組んでまいります。

4ページよろしくお願いいたします。最後のページです。

安堵町食育推進計画では、食育推進のビジョンとして、食べ物の命を感じる力、身体を大事にできる力、食を選ぶ力の三つに重点を置き、すこやかな食生活、食習慣を実現できる人、家庭、地域が育つまちを目指します。

計画の期間は、平成25年度から34年度までの10年間でございます。

続きましてもう一つの方、申し訳ないですこのピンクの分です。

第2期安堵町障害者計画の概要版にて説明させていただきます。

1ページめくっていただいて、概要版でよろしくお願いいたします。このちっちゃい概要版です、はい。1ページめくっていただいて、計画改定の趣旨の二つ目でございます。

障害者基本法の改正をはじめ、障害者虐待防止法の施行や障害者総合支援法の成立など、障害者を取り巻く社会情勢や法制度の動向、また、本町における障害者施策の成果や課題を踏まえ、第1期の障害者計画の内容を見直し、新たに計画を策定いたし

ました。

1 ページの下の計画の目標でございますが、みんながふれあい共に暮らし安堵するまちを目指しております。

計画の基本理念として、障害者に対する理解の推進、自立した生活への支援とバリアフリーの推進、障害者にやさしいまちづくりの三つの理念をかかげ、施策を計画的に推進していきます。

2 ページ以降の計画の施策体系でございますが、7つの柱に分かれておりまして、それぞれ施策の方向性をまとめており、それに沿った取組を進めていくことになります。

計画の期間は、平成25年度から29年度までの5年間でございます。

両計画の内容等につきましては、計画書、ぶ厚い分でございますが、目を通していただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

議長（山岡 敏） これで諸般の報告を終わります。

議長（山岡 敏） 次に日程第2：「一般質問」を行います。

一般質問をされる方を申し上げます。

10番 福井 保夫 議員、
6番 松田 和代 議員、
9番 田中 幹男 議員、
4番 中本 幸一 議員、
2番 浅野 勉 議員、
5番 島田 正芳 議員です。

順序につきましては、受付順に行います。

なお、質問時間は回答時間を含め40分といたします。

議長（山岡 敏） 10番、福井議員の一般質問を許します。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、福井議員どうぞ。

（福井議員 登壇）

10番（福井保夫） おはようございます。

まず1番目に、「自治会管理防犯灯のLED化について」

斑鳩町で自治会管理防犯灯の LED 灯への切替えを、原則全額補助する制度が新設されますが、安堵町ではどうですか。

また、小中学校や幼稚園の照明の LED 化も平成 26 年度から順次進める意向ですが、安堵町ではどうですか。併せてお伺いします。

2 番目に、「新婚・転入世帯等家賃補助金交付事業について」

現在で何世帯ありましたか。

また、広報あんど 5 月号に掲載されましたが、町外にはどういう PR、広報宣伝活動をされていますかお伺いします。

3 番目に、「警察に相談すべき犯罪行為にあたるいじめ事案について」

このいじめ事案について 5 月 16 日付で文科省が都道府県教育委員会に通知されたと思いますが、このいじめ事案について西和警察との連携はどうなっていますかお伺いします。以上です。

議長（山岡 敏） はい、「自治会管理防犯灯の LED 化について」答弁を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） おはようございます。総務課の近藤でございます。

それでは福井議員の御質問にお答えいたします。

LED 防犯灯の寿命は、約 6 万時間、約 15 年使用可能で消費電力も少なく、節電・省エネに効果的であると認識しております。

安堵町では、防犯灯の新設について、従前から自治会集落内の設置は各自治会でお願ひしているところでございます。しかし、道路管理上必要な箇所について、防犯防災推進協議会、あるいは自治会を通じまして、要望書により予算の範囲内で LED 防犯灯の設置を実施しているところでございます。

現在の LED 防犯灯は、LED と機器一体となっており、LED のみの交換ができなく、更新時には再度、多額の費用が必要となってまいります。

自治会内の既設防犯灯の全面切替えについては、多額の経費が見込まれ、また現在活用している既設の蛍光灯防犯灯も廃棄することになります。

現時点では、防犯灯の LED 化には自治会にお任せし、町が進める道路灯については、近年来、LED に切替えているところでございます。

LED の照明分野は、現在も日々成長を続けており、価格、照明としての特徴や、特性についてもその動向に十分注意しつつ、関係各課と相談の上、効果的な導入についても検討していきたいと考えているところでございます。

一応、一つ目の質問として答えさせていただきました。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、福井議員。

10番（福井保夫） あのう予算的なものもあると思います。

しかし、昨年、区長会の方で、住江と西名阪の間の何箇所かを設置しました。

そこを各大字で協力できるところが電気代をもつと、分けて。という決めごともありました。それと、かしの木台の例をとって見ますと、笠目、柿の里の間になんぽかかしの木台が負担してます。まあその全、その自治会のというのはまあかなり無理があると思います。

しかし、今後、そういう部分を、今まで各自治会がもってて、その場所的な所は今後やはり町側がもっていただけるように検討はしていただきたいと思います。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、近藤課長。

総務課長（近藤善敬） 今の御要望でございますが、従前、今、福井議員がおっしゃるとおりな形で運用していたかと思います。また、今後につきましては、道路灯等運用について再度、ちょっと検討を踏まえ、また自治会等にもお示しできる要綱等作成していきたいと考えております。

以上でございます。

それと、すいません。二つ目の御質問ございました、小中学校等の LED 化についてでございますが。現在、斑鳩町においては、今年度、必要数と費用を調査して、来年度に予算計上して順次実施する予定と聞いております。

また、三郷町、平群町では現時点での予定はないと聞き及んでおります。

本町におきましては、LED 化については、環境教育の効果は認識しておりますが、現時点において、小中学校 LED 化については、早期着手までには至っておりません。しかし、施設の、施設の新設時につきましては LED 照明器具を導入していきたいと考えているところでございます。

今後、各施設への LED 化の切替えについては、多額の経費を要しますが、今後、財政課と協議の上、積極的に検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、福井議員。

10番（福井保夫） 先ほどの自治会のもありますが、防犯防災協議会の皆さんも頑張っておられます。で、町内で危ないところを、危険というか夜のね、そういうところを皆さんあれされてますので、今後、その辺は町側でもっと積極的にしていただきたいと思います。また、小中学校、幼稚園に関しましても、今後、やはり数は少ないんで、学校とかその辺も検討していただけたらと思います。

1問目はこれで終わらせていただきます。

議長（山岡 敏） 次に「新婚・転入世帯等家賃補助金交付事業について」答弁を求めます。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（山岡 敏） 堀口住民課長。

（堀口住民課長 登壇）

住民課長（堀口善友） おはようございます。

それでは福井議員の質問にお答えさせていただきます。

この新婚世帯、また生産労働年齢層の安堵町への転入を促し、活気ある活力のみなぎる町づくりを目指し、今年度よりこの制度を施行いたしました。

補助対象となるには、一定の条件をクリアする必要がありますが、本日現在、4世帯の方が対象となっております。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、福井議員。

10番（福井保夫） まあこれはよそから来る人のためのものですから、町外への周知・広報の方法はどういうふうな方法を取られましたか。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（山岡 敏） 堀口課長。

住民課長（堀口善友） 町外につきましては、基本的に多くの方が御覧になっていただけると思っております安堵町ホームページを通じて活用しております。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、福井議員。

10番（福井保夫） 前にも御所市が新聞等に出してたと思うんですけど。やはり、新聞がやっぱりかなりの、まあ、安堵町を知ってもらう意味でもホームページはまあ必要だと思います。プラスやはり新聞等でやはり掲載するべきだったのではないかなとはちょっと思います。

次に不動産、斡旋業者への周知等についてお伺いします。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、堀口住民課長。

住民課長（堀口善友） 新聞等につきましては、当初検討もいたしましたが、限られた予算の中、ホームページで活用していこうというふうになりましたので、御理解のほど、お願いいたします。

それとあと、不動産業者へのアピールですが、町内の賃貸物件を調査したところ、3社の斡旋業者が判明しました。その事務所に補助要綱の概要版を配布し、周知させていただいたところでございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、福井議員。

10番（福井保夫） わかりました。

次に、物件の、個々の所有者への周知等についてお伺いします。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、堀口住民課長。

住民課長（堀口善友） 大部分が先ほど申し上げました斡旋業者を使っておられます。それ以外で、斡旋業者の関与しない物件につきまして調査しましたところ、大部分が要綱に定める家賃の3万5千円以下でございました。

以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、福井議員。

10番（福井保夫） わかりました。

あのう、賃貸の方への補助もと思いますが、私が住んでます現在かしの木台で、ここ3年で、賃貸に、中に、かしの木台に賃貸のところがあります。そこから4件の方がかしの木台に本当に家を買われて住まれています。また、他の市からも3件の若い世代が家を購入し、かしの木台の住民になってます。まあ、ハイツに住んでいた人は、保育園、幼稚園で友達等ができ、でまあ現在、かしの木台の物件も1千万を切るような条件ですんで、そういうのも重なり、若い世帯がどんどん入ってきてます。

まあ、賃貸の方にそういう補助もあれなんですけど、そういう町外から、またそういう賃貸から、その家を購入される方に、例え少しでも補助というようなことも今後、検討の中に入れてほしいなと思います。やはり、そういうときもまた周知するときに、色々と検討されて、やはり町外から安堵町へと、特に若い世帯を引っ張ってくると。もう何処もが取り合いというような逆になれば、人口を増やすことで、まあそういうところで今後ちょっと検討をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（山岡 敏） 次に「警察に相談すべき犯罪行為にあたるいじめ事案について」答弁を求めます。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、楮山教育長。

（楮山教育長 登壇）

教育長（楮山素伸） おはようございます。

教育長の楮山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは福井議員の御質問についてお答えをいたします。

警察に相談すべき犯罪行為にあたるいじめの事案という、文科省の通知文については、管理職を通じて全教職員に周知し、警察との連携を密にしたいじめ問題に対する取組の推進を指示したところでございます。

これまで町内において、警察への通報を必要とする生命や身体の安全が脅かされるような重篤な事例は、事例の報告はありません。

しかし、いじめはいつ起こるかわからないという認識のもと、早期発見に努め、迅速かつ適切な対応に努めなければならない課題も、課題であると認識をしております。

そのためにも必要に応じて警察とも連携できるよう体制づくりができております。

例えば、中学校では、毎月行われる郡の生徒指導連絡会に西和警察生活安全課の職員も参加をして、日頃からの連携をとっております。また、役場としても、学校の生徒指導上の課題についても対応しており、必要に応じて顧問弁護士とも相談し、指導を受けながら対応する体制もできております。

さらに、本年度から、学校と警察との窓口として、県警察署にスクールサポーター制度ができ、西和署管内にも配属されることになり、警察との連携体制がより一層強化されました。

しかしながら、いじめ問題や、日頃からの生徒や保護者との信頼関係づくりと、規範意識や人権意識に基づく道德教育や生徒指導が基本であると考えております。子ども達の安全と安心を保障できる学校づくりに今後も努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、福井議員。

10番（福井保夫） 今の説明で良くわかりました。

まあ、時代の流れか、ここまでしなければというような気もします。

まあどういう方法であれ、今後やはり子ども達を全力を持って守ってほしいと思います。

でまあ、先ほどの周知の件もあるんですが、先般の広島大仏、また、安堵小学校修学旅行の記事がありましたが、あれは、教育長、校長、町長なり誰かが新聞に載せるように言ったと。どういう方法を取られたんですか。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、楮山教育長。

教育長（楮山素伸） はい、この前の月末に6年生が修学旅行に広島の光善寺へお参りをあわせて行かせていただきました。特に、極楽寺におられます広島大仏。特に広島で被爆者の方々を慰霊していた。やっぱりその思いに子ども達が触れること。そして、平和の尊さをやっぱり子ども達が感じるということで、そこにおられた広島へ行く道中の中で行かせていただいたわけですけども。是非ですね、安堵町の取組また、平和学習の学校の取組を新聞等にして、これからの平和学習の励みにもして行きたいなと思って連絡をさせていただきました。以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、福井議員。

10番（福井保夫） あの、こちらから売り込んだのですか、そういう意味をちょっと。誰が売り込んだのか、それをちょっと聞いております。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（山岡 敏） 楮山教育長。

教育長（楮山素伸） こちらから情報を提供させていただきました。
以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、福井議員。

10番（福井保夫） わかりました。

やはりあのう待っててもあれなので、特にどんどん子どものことに関する事等でしたらマスコミも飛び付いてくれると思います。また、奈良市のように悪いこともどんどん取り入れられると思いますが、まあ良い情報を発信していただいて、安堵町をどんどん前に出していきたいと思います。

あのう、また先般、磯部理事が議長と私の方に来られまして、風疹予防接種の費用一部助成ということで一生懸命説明に来られ、新聞の方にも出させてもらいますと。また、各区長さんに早く回覧を回してほしいというそういう気持ちはほんまに十分伝わりました。やはりちょっとでも町民の方に早くお知らせしたいというようなあれが伝わってきましたし、まあここに区長会の植田会長もおられますし、今後やはり一体となってそういう情報を町民の方に伝えていくということは必要でないかと思います。

また、堀口課長におかれましては、岡崎川の鯉の死骸の処理、まあスピーディな対応、また報告をありがとうございました。

最後古川課長にちょっとお願いしたいんですが、住江寄りの公園、またかなり草がもうかなり生えてきてます。もうじき草原から草山になりそうな状況になってますが、今後、早く、せっかく綺麗に土を入れていただいても、何を植えるのかなと思ってましたところ、そのまま草を増やしたというような状況です。この件につきましてもちょうと、総務産業建設委員長も替わりましたが、ほんとに一回どういう方向なのか、また、今現在では農業者リーダーの方に頼んでるというようなこともありました。前にお聞きしましたら、珍しい芋を植えると。もう植えてるのかなと思って。

議長（山岡 敏） あのう、福井議員申し訳ないですけど、一般質問以外のことをちょっと

避けてください。

10番（福井保夫） はい、まあそういうところをお願いして、委員会の方ももしあれでしたら、総務産業建設委員会の方を開いていただいて、報告をお願いしたいと思います。

まあこの件もちょっと早めからちょっと出してましたんで、一般質問の他の件を出してましたんで、もう草も刈って終わるのかなと。まあ未だになってないということも聞こえてまして、これをもちまして私の質問を終わらせていただきます。

議長（山岡 敏） これで10番、福井議員の一般質問を終わります。

議長（山岡 敏） 続いて6番、松田議員の一般質問であります、「家賃補助」に関する質問は、先ほど福井議員から質問がありましたので、質問内容が重複することのないように注意してください。

では、質問を許します。

6番（松田和代） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、松田議員。

（松田議員 登壇）

6番（松田和代） 6番、松田和代でございます。

「家賃補助について」お伺いいたします。

25年度予算の新規事業として、新婚・転入世帯等家賃補助事業が予算化されました交付要綱を見せていただきました。そこでお聞きいたします。

1番、補助対象世帯に所得制限はありますか。

2番、要綱には、町税等に対して滞納のないことがあります。交付期間30月とありますので、毎年、町税等の納付状況を調査されますか。また、滞納があれば交付はどのようにされますか。

二つ目として、「成年後見制度の利用について」質問いたします。

判断力の衰えた高齢者や認知症の方々を狙った詐欺事件や、悪質商法による被害が報道されています。

また、介護保険法により、被害者の権利擁護のための必要な援助を行う事業は市町村の事業とされました。住民は日常生活において様々な契約行為があり、高齢者、認知症の方々を支えるためには、成年後見制度の利用について積極的に協力をしなければならないと考えます。そこで2点についてお伺いします。

① 本町でこの制度を利用されている方はおられますか。

② 必要な方々に必要な援助が行われるよう、どのような対策をお考えかお伺いいたします。以上です。

議長（山岡 敏） 「家賃補助について」の答弁を求めます。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、堀口住民課長。

（堀口住民課長 登壇）

住民課長（堀口善友） 家賃補助につきまして御説明申し上げます。

先ほど福井議員からもこの制度に関する御質問をいただきました。

この制度にご関心を持っていただきありがとうございます。

まず、この制度におきまして所得制限は設けておりません。

以上でございます。

6 番（松田和代） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、松田議員。

6 番（松田和代） はい、すいません。

それはそれで結構ですので 2 番目の質問についてお願いします。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、堀口住民課長。

住民課長（堀口善友） まず滞納が発生した場合でございます。

家賃の滞納につきましては、毎月、物件斡旋業者に確認しております。家賃の滞納が判明すればその月よりの交付は当然中止いたします。

また、町税等につきましては、申請時に前住所地の市町村役場発行の納税証明書を添付していただき、確認しております。その時点で納税証明の出ない方は申請を却下しております。また本町に転入後、住民税、国保税、水道料金等に滞納が判明すれば、その時点で交付は中止させていただきます。以上でございます。

6 番（松田和代） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、松田議員。

6 番（松田和代） はい、町に定着させ、人口増に繋がることを目的に、財政の続く限り継続してほしいとは思いますが、義務を果たして権利を主張することから、公平性に欠けることのないようにお願いしたいと思います。
ありがとうございました。

議長（山岡 敏） 次に「成年後見制度の利用について」答弁を求めます。

民生部門理事（磯部あさみ） はい、議長。

議長（山岡 敏） 磯部理事。

（磯部理事 登壇）

民生部門理事（磯部あさみ） 失礼いたします。

一つ目の、成年後見制度を利用される方はおられますかということなんですけども。
現在、成年後見制度の登記、後見登記として 5 件ございます。
以上でございます。

6 番（松田和代） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、松田議員。

6 番（松田和代） はいすいません、5 件ですね。
はい、わかりました。2 番目の質問にお願いします。

民生部門理事（磯部あさみ） はい。

議長（山岡 敏） 磯部理事。

民生部門理事（磯部あさみ） 続いて対策についてでございますが、安堵町地域包括支援センターでは、日頃から、地域の状況把握に努めているところでございます。相談者には、現状により権利擁護が必要かどうかを見極め、ご家族を含めて、成年後見制度の概要・利用手続きの流れ等について説明するなどの支援を行っております。
しかし、成年後見制度は法律行為に限られておりますので、御利用までに至らない場合は福祉サービスの利用を進めたり、社会福祉協議会事業の日常生活自立支援事業に繋げております。

また、町のホームページ及び広報にてお知らせしておりますが、今後も定期的に周知し、関係機関とも連携して対象者の把握と支援に努めてまいります。

以上でございます。

6 番（松田和代） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、松田議員。

6 番（松田和代） 7 月予定の参議院選挙から、全国に約 13 万 6 千人おられる、非後見人に選挙権が回復するということを聞いております。当町もこれを受けて必要な人には、成年後見制度、また、日常生活自立支援事業の利用を広報等で呼びかけてほしいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（山岡 敏） これで 6 番、松田議員の一般質問を終わります。

議長（山岡 敏） 続いて 9 番、田中議員の一般質問を許します。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、田中議員。

（田中議員 登壇）

9 番（田中幹男） おはようございます。

9 番、田中幹男でございます。

3 点にわたって質問させていただきます。

一つは、「子宮頸がん予防ワクチンの副作用というか副反応について」質問をいたします。

これは、ヒブワクチンや肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンで、三つのワクチンが今無料で接種することができるようになっております。最近、テレビ等でこのワクチンの副反応が報道されておりますけれども、当町での実態をお聞きしたいと思います。

2 番目は、「太陽光発電助成について」の質問であります。

まあ昨年とか、2 年前の地震から、太陽光、あ、太陽光じゃない、原子力発電に変わる新しい自然エネルギーへの転換が、全国的に求められていると思います。

この度、私の家でも太陽光発電を付けましたが、まあ私の周りでも 6 軒の家が太陽

光発電を始めるということで、かなりの勢いで太陽光発電を付けられる家が増えております。他の町では、斑鳩町や三郷町では、一戸あたり 4 万円の補助をされているということも聞き及んでおります。そういう意味において、まあ金額の大小は色々あるかと思いますが、助成が一つのそのきっかけになるのではないかなと私は思います。これからのエネルギー政策を考える意味においては、非常に大事なことの一つであろうかと思しますので、行政としての対応をお聞きしたいと思います。

それから 3 番目に、「防災対策について」であります。

最近、2011 年に、特に地震の見直しをした結果、奈良県でも多くの被害が予想されております。東海や東南海が同時に発生し、それに連鎖して奈良盆地周辺の活断層が連動するということになれば、阪神・淡路を超える地震が予想され、同等かそれ以上の地震発生が懸念をされております。

そこで、今までも防災対策が安堵町でも色々考えられてきましたけれども、再度、綿密な計画というか立てていく時期にきてるのではなかろうかと思います。

で、質問内容としては、一つ目にして、「災害時の情報伝達手段の整備について」であります。二つ目に、「災害要援護者対策、災害弱者対策について」であります。3 番目に、「食料や飲み物等の備蓄品について」であります。4 番目、「自主防災組織の設立について」でございます。5 番目に、「避難所運営マニュアルの作成について」お伺いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、「子宮頸がん予防ワクチンの副反応について」答弁を求めます。

民生部門理事（磯部あさみ） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、磯部民生部門理事。

民生部門理事（磯部あさみ） 失礼します。

それでは田中議員の質問にお答えさせていただきます。

子宮頸がん予防ワクチン接種につきましては、当町では、平成 23 年 4 月より、中学 1 年生から高校 1 年生までを対象に、予防接種緊急促進事業として実施いたしました。平成 25 年度からは、予防接種法に基づく定期の予防接種となりまして、同対象者に対し引き続き実施しているところでございます。

ワクチン接種後の副反応により健康被害が生じる件についてでございますが、現在、当町、奈良県では報告されておりません。また、当町では、今年 5 月の副反応に対する報道後は、接種を希望された方はおられない状況でございます。

このことにつきましては、ワクチン接種との因果関係について検討された結果が公表されるまで、見合わされておられるものと推測しております。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） まあ、副反応がないってことなんで、一安心しております。

それと同時に、子宮頸がん予防ワクチンの摂取率が必ずしも高くないということを知っています。それについてはどういうふうにご検討されているのですか。

民生部門理事（磯部あさみ） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、磯部民生部門理事。

民生部門理事（磯部あさみ） 安堵町の予防、子宮頸がん予防ワクチンの摂取率でございますが、23 年度は 47.2%、平成 24 年度は 72.9%でございます。平成 24 年度におきましては、奈良県と同程度でございます。

子宮頸がんのワクチンでございますので、対象が思春期の中学生になりますので、あのう、打つ打たないは個人的にご検討されることだと思います。まあ、72.9%ということですので、まあ取りあえずの成果だと思っております。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） まあ、高いんだか低いんだか、私は低いと思いますね。やっぱりこのワクチンが何でこう無料になってるかということでは、当然、20 代の女性の中で死因が乳がんを超える一番トップだということなんですよ。ですからこれも、受けるのが当たり前っていうかね、普通だと私は思いますけど。せっかく国なんかも助成してくれて無料になってるわけですから、そういう警護活動を是非、進めさせていただきなというふうに思います。それから一言、福井議員もおっしゃっていましたが、風疹ワクチンの助成について感謝を申し上げたいと思います。これは、奈良市、斑鳩町に次いで 3 番目に安堵町が実施ということを決めて、それから県も助成を、町やまちの負担の半額を助成するということを決めて、それから 10 を超える市町村で実施が決められております。そういう制度に今、広がってきておりますので、これからは、特に今度は、高齢者の球菌肺炎ワクチンですかね、これがやっぱり、風邪で亡くなる人が一番多いわけでしょう。これに対する一番手っ取り早いワクチンがこれなんですね。

こういう検討も是非、併せてお願いしたいというふうに思います。

まず1点目はそれでございます。で、2点目お願いしたいと思います。

議長（山岡 敏） 次に「太陽光発電助成について」答弁を求めます。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、堀口住民課長。

（堀口住民課長 登壇）

住民課長（堀口善友） 失礼します。

太陽光発電や風力発電などの再生可能な自然エネルギーは、環境面や安全面において活用が期待されております。特に太陽光発電は、地球温暖化防止対策の一環として、自然エネルギーを有効に利用することで、二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しない環境に優しいエネルギーとされており、これらの再生可能な自然エネルギーへの転換は、これからの時代において一つの重要な課題であると認識しております。

以上でございます。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、田中議員。

9番（田中幹男） 是非ですね、まあもちろん財政的なことが何でも付きまってくるわけですが、是非、前向きに本当に検討してほしいなというふうに思います。

以上です。

議長（山岡 敏） 次に、「安堵町の防災対策について」答弁を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） それでは田中議員の防災対策についてお答えいたします。

まず、災害時の情報伝達手段についてでございますが、通常の災害情報等は、町職員が公用車で、また、区長さんあるいは民生児童委員さんの協力を得て、住民の方々へ情報を伝達するのが基本としておりますが、台風やゲリラ豪雨などの自然災害に

よる避難情報など、緊急を要する情報を安堵町の住民及び町内に滞在している者に周知する手段の一つとして、携帯電話のメール機能を利用した緊急エリアメールを昨年の12月に整備し、4月には発信テストを実施し、住民の方々に体験していただいたところでございます。

また、津波情報や緊急地震情報、弾道ミサイル情報といった、対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を用い情報を送信し、それを地方公共団体等に受信する、全国瞬時情報システムいわゆるJアラートでございます。につきましては、平成23年度に既に整備しているところでございます。

次に、この緊急情報を瞬時に携帯エリアメールを活用して住民に伝達できるよう、自動起動装置の導入について、国の補助事業により、その経費を本6月議会において予算の補正について御承認を得ましたので、今年度中の整備を予定しているところでございます。

以上でございます。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、田中議員。

9番（田中幹男） 最初に、災害時の情報伝達手段の整備についてということで、一つは今の話にも出ておりましたけども、防災無線の整備という問題があると思います。

これについては、今後の予定とかなんか是非説明していただきたいというふうに思います。と同時に、やっぱり災害となった場合に電気を使えないと、こういう事態は当然予想されるわけですから、そのへんについては、当然、広報車を重視させるということも併せて考えていかなきゃあかんのかなあというふうに思いますけども、そのへんについてはいかがでしょうか。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） 今、田中議員の方から御質問ございました防災無線等についてでございますが。防災無線よりも幅広く活用できるコミュニティ無線というような形を、今現在、調査、研究しているところでございます。

それと、電気が使えないことになると、今の防災行政無線あるいは、コミュニティ無線等もあくまで電気系統でございますので、使えない場合もございます。そういうようなことにつきましても、町自体連絡手段として、まず基本的には、町職員に

よる公用車等での周知、そしてまた、区長さん、民生児童委員さん等の方々に協力をお願いしながら、情報を伝達するという形になろうかと思います。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（山岡 敏） 田中議員。

9 番（田中幹男） 現在、広報車は何台あるんですか。1 台。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） 広報車につきましては、放送設備が付いているのは 5 台ほどございます。

9 番（田中幹男） 5 台。

総務課長（近藤善敬） はい。

で、あと、広報設備はございませんが、他、公用車数十台ございますのでそのへんで補充しながら、またハンドマイク等もございますので、そういうようなことについて連絡していきたいなと思っております。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） まあ意外と 5 台もあるんですね、放送設備が付いた車が。てことでね。5 台あるんです。まあまああるのではないかなっていう感想を持ちます。是非、そのへんもつめてね、いろんな状況を考えながら手段を考えていていただきたいというふうに思います。

2 番目の、災害弱者というか、災害要援護者対策についてです。

今までも何回となく質問させてもらってる課題でありますけども、そのへんの説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） 災害弱者対策についてでございます。

傷病者、障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦や外国人など、何らかのハンディキャップを有する災害に弱い立場のある方々の安否確認や、支援の充実が求められることは認識しております。

特に高齢者につきましては、災害情報が速やかに伝達できるよう、災害発生時に直ぐに援助できるよう、各地区の民生児童委員に 70 歳以上の高齢者を対象とした、災害時要支援者リストを整備していただき、緊急時に対応できる体制をとっております。

また、救急医療情報キットといいますか、筒状の形でございますが、その部分につきましては 65 歳以上の高齢者宅へ配布するなどして、一定の対策を講じるなど、さらなる充実に努めているところでございます。

また、災害発生時には、これを基に自治会を始めとする関係機関との連携により、官民一体となって対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） どこの町も同じような対策が考えられておられるようです。

先日、私個人的に三郷町の健康課で課長さんにお話を聞いてまいりました。

三郷町の一番県下でも、その要援護者対策については済んでんのかなという思いで話を聞きに行ったわけですけども。ま、課長さんでした。駒田課長さん。知ってるかと思いきですけども、はい。で、三郷町については、大体対象者を三つに分けてんですね。65 歳以上の単身世帯の方、それから 75 歳以上の夫婦世帯の方、それから 65 歳以上の要介護の 4、5 の高齢者の方。まあ済んでると思ったのは、地図に全部おとしてるんですね色分けして、利用者の電話番号も地図に入ってます。どの地域にどういう人がどれだけいるかと一目でわかるようになっております。まあ、そこまでやってるのはなかなかないのかなあと。まあ安堵でもそれに近いこと今されてるみたいですけども、それに三郷町は障害者の 1、2 級も加えているという話をされております。是非、そのへんの取組について安堵町の実態をお話願えればというふうに思います。

よろしくお願いします。

民生部門理事（磯部あさみ） はい、議長。

議長（山岡 敏） 磯部理事。

民生部門理事（磯部あさみ） それでは、健康福祉の方からお答えさせていただきます。

介護保険法に基づく地域包括支援センターでは、65 歳以上の独居老人・高齢世帯で認知症等何らかの支援や見守りが必要とする人を把握し、定期的な訪問等により状況把握に努めております。

65 歳以上の一人暮らしの方、65 歳以上のみの、65 歳以上の世帯の方、お二人のご夫婦の方ですね。障害者と高齢者の世帯の方には、緊急時に適用な救急医療活動に要する救急医療情報キットを配布させていただいております。

また、救急時の通報に対応する緊急通報装置の御紹介するにあたり、民生児童委員が地域ごとに訪問し、生活に不安のある方の把握を行っております。

こうして得た情報を、介護認定の方も、介護認定されてる方も、また、障害者の手帳をお持ちの方も含めてシステムに取り入れ、高齢者見守り支援を必要とする台帳を作成し、ゼンリンの地図に表せるように作成を今している最中でございます。

システム整理ができましたら、災害時の要支援者リストとして活用し、担当課と連携してまいりたいと思っております。

以上でございます。

総務部門理事（寺前高見） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、寺前理事。

総務部門理事（寺前高見） 防災の方からちょっと追加させていただきますねんけど。

民生児童委員さんが各地区を回って集めてきていただいた情報の中には、65 歳以上で昼間、70 歳以上で昼間の独居老人になる方、家族は居てはるんですけど昼間が一人っきりになる。また、年寄りが二人になる。それに対しての行きつけの、かかりつけのお医者さん。どういう薬を飲んでいるか、どこへ緊急時にしたらいいかという個人情報を中心に今持っております。それを、まあ民生委員さん、また、行政は守秘義務があるということで、かなり制約の中で厳密に保存しておりますが、今後、許せる範囲内でその情報を提供しつつ、官民一体で地域の自治会長さんとか、また、消防団員とか地域の方も協力して今後、弱者の救済に持って行きたいと考えております。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） あのう、行政が一生懸命やるってことは、もう当たり前っていうかね、それが基本なんです。しかしながら、この間の阪神淡路の大震災においても実際に助けた人は近所の人達です。95%がそうです。これが決め手になるんですよ。近所の

人の手助けが無かったら、行政の職員さんがどんなに頑張ってもなかなか進展しないってことになるのかというふうに私は普段から考えておりますので、是非、その方向にこういう台帳も作られて今作っている、あ、作ってあるというふうには聞いておりますけども、これをだから民生委員さんまでじゃなくてね、自治会の役員さんまで届けきるってことが、私は必要だと思いますし、最終的には、何処何処の誰かさんを誰かさんが助けるっていうことまでね決めていって初めて用をなすのではなかろうかというふうに思います。ですから、そういう方向までにまだ行ってないようですので、是非その方向に向かわせていただきたいというふうに思います。

以上です。

総務部門理事（寺前高見） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、寺前理事。

総務部門理事（寺前高見） その情報の公開につきましては、かなり内容の濃いものがありますので、当事者の方の同意も今後するかと思われます。また、先生方も協力していただきたいと、こういう趣旨で行うんだということを、また、当事者に対して理解していただければこれも早期に実現するものだと思っております。また御協力のほどよろしく願います。

9 番（田中幹男） はい。

議長（山岡 敏） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） まあ基本的には本人の同意なしにはできないことですのでね、当然、そういう名簿を作るにあたり、当然同意書とかね、書いてもらうことが前提だというふうに私は思います。そうでなきゃどんなにこっちが進めてもやだって言う人まで引っ張れないわけですから、それは同意が前提になるっていうことを申し添えておきたいと思います。以上です。

総務部門理事（寺前高見） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、寺前理事。

総務部門理事（寺前高見） あのう、民生委員さんの調査の中には、これを自治会長とか、他に周知しますと、よろしいですかいう同意はないです。それをあえてこちらの方が、こういうデータをいただいてますねんけど、また、民生児童委員さんの方とまたそのときにこれは一分一秒、先ほど言われた阪神大震災のときも、95 じゃなくて 98%や

と思います。98%の方が、地域の方となり、向こう三軒両隣の方が救出したと、あとの2%が公的な機関で、それが来るまでに1日以上かかったとかいうのも聞いております。防災担当としては、まずそれを重点的に、自分の命は自分で守る。自分の地区は自分で守るをメインに考えていただくことを基にしてしておりますが、先ほど言われた、ただ調べてそれを行政が持った。そしたら相手は同意済みやと、そして、自治会長さんにまた、周りの人に報道するっていうのも今の時代、昔でしたらそれもなかなかでいけたと思うんですけど、今の時代にそれをするとすれば、それなりの手順を踏んでいかなければ、訴訟関係にもなりかねないと考えますので、言われることは十分にわかっております。うちもこんな立派な良いデータを持っておるんですけど、それを早く活用していきたいと。今後、また相談を持ちかけてやっていきたいと思っております。以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） まあ三郷町ではこの台帳、福祉台帳と呼んでみたいですけども。その中に同意欄ってのがありましてね、私は災害時等に地域の助けを受けたいため、上記の内容を福祉台帳に登録するとともに、その台帳を民生児童委員、地域の支援者の方々及び救助機関に提供することに同意しますと。こういう同意欄なんです。やっぱりこういうことが私はね必要なのかなと。まあ理事の言われることもよくわかりますけども。ていうふうに思います。

総務部門理事（寺前高見） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、寺前理事。

総務部門理事（寺前高見） ありがとうございます。

あのう次回も、当然今は済んでるそうなので、次回そういうことを踏まえていきながら、了解を求めながらいくということで、ただ、三郷町さんにもちょっとうちも勉強させていただいて、「そんならいらん」と言う方がおられたんかどうか、そのへんも、あのう逆にそうやっていらんって言われたら、そしたら行政のも活用できへんのかと。それもまた、先々問題も出てくると思いますんで、人の命が、かけがえのない命。私が死にたい言うても、あっそうですかって言えないのが現状でございます。だからそのへんも考慮して今後、ちょっとあのう、調査のときは検討していきたいと思えます。以上でございます。

9 番（田中幹男） ありがとうございます。

はい。

議長（山岡 敏） 田中議員。

9 番（田中幹男） 次に備蓄品についてお伺いしたいと思います。

ここんどこテレビでも散々報道がされております。で、奈良県の状況でいえば、奈良県は3日間何も手が入りません。いざ、大きな災害になったら。これは規定の路線です。国の政策です。3日間は何としても持ちこたえなきゃいけない。こういう事態になっております。

テレビで報道されてるのは、水1日3ℓ、1人ね。で、3日分の食料が最低必要だというふうに報道され、理想的には一週間程度の備蓄が必要だというふうに報道がされておりますけども。ま、安堵町でも、備蓄倉庫にそういう物が貯蔵されておると思いますが。このへんの認識についてはどうお考えになるのかお聞きしたいと思います。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） 今の備蓄についてお答えいたします。

本町の防災備蓄倉庫につきましては、現在、初期対応できる2日ないし3日程度の食料等資材を備蓄しているところでございます。

また、有事においては食料品を確保できるよう、隣のシキシマ製パンあるいはコカコーラ等の会社と応援協定を結んで対応しているところでございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） どうぞよろしくお願いいたします。

それから、地元の力を頼りにすると言いますからね。地域の力を災害のために使うという意味では、やっぱり自主防災組織がどうしても私は必要なのかなというふうに思います。主に訓練とかっていうことになろうかと思いますが。そのへんについては、安堵町にそういう組織はあのかどうかね、まずね、うん。そういうものについての行政としての認識をお伺いしたいと思います。

以上です。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） 近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） ただ今の自主防災組織の設立でございますが、防災組織については、安堵町防犯推進協議会を全身とする、安堵町防犯・防災推進協議会が平成 23 年 5 月に発足し、現在は、100 名の会員をもって安堵町全域を範囲に活動していただいているところです。実際、自主防災組織というのは全町でございます。

災害に対して、安全で安心して暮らせる町づくりを進めるため、関係機関や住民、及び団体等との連携を強化していき、特に大規模な災害発生時には、その初期において公的な支援は機能しないということは当然明らかになっております。

そういうふうなことから、自助、共助をもって地域の自主防災組織の充実を図っているところでございます。以上です。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） まあ言ってみりゃ今までの防犯の組織が合成されてたってところでしょう。実態には。ほとんど防犯で動いてるわけですね。私もその人員の一人でありますけども。実際には防災のことについてはほとんどやられてないのがね。名前だけでねっていうのが実態だろうと私は思います。そのへんはどうなんでしょうか。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） 近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） 当初は、防犯推進協議会で行っていただきました。しかし、防災についても当然必要やと言うことで、防犯・防災というような形で町一体となって組織していただいたものでございます。そして地域の防災あるいは災害におけるリーダーとして、行動できるよう、この会員の方々の中で防災士の行政講習に参加していただきまして、現在、この組織においては 5 名の防災士さんを養成していただいております。そして、この防災士の資格を有する方が、地域の防災講習会で講師として出向いて行って、住民の方々へ防災に関する心構えや対応等について伝えるなど、防災意識の向上に努めていただいております。全体的な組織については充実してきたと考えております。

昨年度も、若草の里の集会所で防災講習会というような形で、行政側の状況、それとこの協議会の方から防災士さんが来ていただいて、防災意識の向上についてご説明していただいたと思います。そのように今後、区長会とも連携しながら、地区ごとによる防災講習会あるいは避難訓練など、極めの細かい対応ができるよう、今は全体で

ございますが、地域における組織づくりでも今後努めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（山岡 敏） はい田中議員、あと残り 6 分ですので、考えて質問よろしく。

9 番（田中幹男） はいわかっております。

あと 6 分ですね、はい。じゃあさらに質問に移ります。

避難所の運営マニュアルについてってことで。これがほんとに一番大変なんです実際に。この運営マニュアルってのは、これがなくて避難所運営は語れないってことであります。その検討をされておるのかどうかね。まずお聞きしたいわけですけども。

まあ、この中にはいろんな担当を決めていかなきゃいけないって問題があります。まあ肝心なのは避難所運営委員会ってのがまず発足。この中心部隊になるわけですね。で、その中には当然、総務被災者管理班、情報伝達班、食料物資班、施設管理班、保健衛生班、災害時要援護士班、ボランティア班等が、こういう組織が色々作っていかなきゃいけないんですよこれ。いざ災害起こってから作ろうと思っても既に手遅れになるというふうに私は思います。今何も無いときに考えることが必要だろうというふうに思います。で、書類的にも当然、避難所の開設チェックリストや、緊急時の連絡先一覧表や避難所の状況報告書、避難所運営委員会規則、避難所運営委員会統計図、避難所における共通物資分類表と物資依頼伝票、物資の流れ図、物資管理台帳、ペットの飼育ルール、ボランティアの受付表、施設の各部屋使用法等が必要になってくると私は思います。で、今からやっぱこの検討をね、始めていかなきゃいけないということであります。また、視覚障害者の方には点字等の書類も必要になってくるかと思えます。それと同時にやっぱり、その避難所に避難をされる人達の名簿を今から作っておく必要があろうかと私は思います。当然、電気は使えないっていうことになることも考えられますので、複数必要だというふうに考えますが、そのへんの対策についてはいかがでしょうか。

総務課長（近藤善敬） はい。

議長（山岡 敏） はい、近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） 避難所運営マニュアルについてでございますが。

大規模な災害が発生した場合、多くの住民が避難所に集まり、場合によっては長期にわたり共同生活をするようになります。避難所における生活ルールを定め、必要な役割など基本的な運営に関する事項をまとめたものが避難所運営マニュアルでございます。議員御指摘の避難所運営マニュアルは、当分の間、奈良県が作成いたしました避難所運営マニュアルで活用することとしておるため、現在、町独自というものは作成しておりません。ただ、災害対策本部が設置されますので、その場合に誰が何処で、

あるいは避難所で、誰がどういうふうなことを行うかというようなマニュアルについては毎年作成しておりますので、それも運用しながら、有事の際については対応していきたいと考えております。

また、今後、今奈良県で防災計画の見直しもされておるところでございます。その結果を見ながら、安堵町の防災計画を見直し、そして加えて、この避難所運営マニュアルの独自の作成というのも考えていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（山岡 敏） 田中議員には申し訳ないですけど、あと 1 分です。

9 番（田中幹男） あと 1 分ありますので。

まあ是非ですね、実際の災害が起きた場合には、行政の人は行政の人の仕事が別に私はあると思ってるんです。で、大方のこの避難所の運営なんてのは、やっぱり住民の人の力を借りないとねどうにもならないのが実態だというふうに思いますので、是非、検討をよろしくお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山岡 敏） これで 9 番、田中議員の一般質問を終わります。

議長（山岡 敏） ただ今、11 時 12 分、13 分。

25 分まで休憩させていただきます。

休 憩

午前 11 時 13 分

午前 11 時 25 分

議長（山岡 敏） それでは休憩前に引き続き再開いたします。

議長（山岡 敏） 続いて 2 番、浅野議員の一般質問を許します。

（「中本議員」という声）

議長（山岡 敏） ごめんなさいね。

失礼いたしました。

続いて4番、中本議員の一般質問を許します。

4番（中本幸一） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、中本議員。

（中本議員 登壇）

4番（中本幸一） 4番、中本幸一です。

質問、「文化財維持及び保存について」

中邸ですが、中家住宅について2点お伺いいたします。

1番、中家住宅は、町には欠かせない大切な文化財です。建造物は勿論、周濠や竹林などの維持には管理の要素が多く、もっと、県、国へも働きかけてほしいと考えています。地元としても、地域の人々の協力を得ながら、支援しているところですが、高齢化によってそれが難しくなることが予測されます。町としてはどのような支援をお考えですかお聞きいたします。

2番、「剥離の続くかまどについて」

二度修復しても傷みが激しい状態が3年、3年半続いてきています。これについて、町としては県に対してどのような働きかけをしていただいたか、現状も含めてお尋ねいたします。以上です。よろしくお願いします。

議長（山岡 敏） 「文化財維持及び保存について」答弁を求めます。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（山岡 敏） 楮山教育長。

（楮山教育長 登壇）

教育長（楮山素伸） 文化財保存及び維持及び保存について、2点についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

まずはじめに、中家住宅は昭和43年から53年にかけて国の重要文化財指定を受けた建造物であります。国の宝であることはもちろん、安堵町にとっても貴重な文化財であることはいうまでもありません。私どもはその認識の下取り組んでいくべき文化遺産と考えております。

現在、中家住宅の維持整備については、国、奈良県の指導により、随時必要な整備作業が、事業が進められ、事業内容により費用の一部が補助されております。

本町といたしましても、安堵町文化財保存事業費補助金交付要綱により、平成13

年度から現在に至るまで、中家住宅の維持管理に係る経費の一部を補助しているところでございます。また、現在、中家住宅の竹木等の整備について住民の方々によるボランティア活動が主体となっていることも認識しており、当町といたしましても非常にありがたく存じております。基本的には、本来、支援の主体となるべき国・県におきましても、残念ながら十分なことでできていないのが実状でありますので、今後、国や県への働きかけも含め、あ、進め、かつ、安堵町文化財保護審議会の意見等も踏まえながら、本町においてもボランティア活動やその仕組みづくりに努め、より充実した支援に繋げていきたいと考えております。

次に、かまどの剥離についてお答えをいたします。

二度の修復にも関わらず剥離があることに御心配をかけております。

まず、剥離の経過について御説明をさせていただきます。

まず、平成 19 年度にかまど上部に剥がれ落ちが生じ、中土や土台の石組みの露出が見られたため、県との調整のうえ、奈良県文化財保存事業費補助金による修復が行われました。中塗り部分まで掻き落とすし、新たに塗りを施しました。

しかし、そのわずか 1 年後、再び剥離が始まっていることを貯蔵管理者より報告がありました。そこで、教育委員会といたしましても、随時状況について県の担当課へ対応を要望し伝えてまいりました。その結果、平成 21 年 6 月に県の指導立会により、剥離部分の掻き落とし、塗り直しが 10 日余りかけて行われました。しかし、最終修復にも関わらず、剥離現象が治まらない状況が続いたため、町教育委員会といたしましても、再三その状況について県の担当課に報告し対応を求めてまいったところであります。

修復にかかわらず同じ状態が続いたため、抜本的な修復方法について再度検討を行うことが必要であると判断されました。そこで近年に予定されていた母屋の屋根、かやの葺き替え工事の際に併せて施工する予定となっておりますが、国・県の協議等により調整に時間が掛かっていると聞き及んでおります。そのため、葺き替え工事にもかかわらず、かまどの修復についても現在に至っているわけでございます。

そこで、茅葺き工事に先立ち、今年 5 月 23 日に奈良県指導の下、試験的な修復が行われました。これは今後の修復方法を定めるもので、吸水調整剤を塗る新たな手法が採用されております。この結果は、今年の秋ごろにその是非が判断される予定と聞いております。

いずれにしましても、町教育委員会といたしましては、国・県とのパイプ役としての修復のため、積極的に関わってまいりたいと考えております。

以上でございます。

4 番（中本幸一） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、中本議員。

4 番（中本幸一） 今、説明をお聞きいたしました。

あのですね、随分と 3 年半も剥がれた状態でですねございましたので、もう地元の私どもとしまして、いつやってくれるんか、どのようにですね県の方に報告、連絡をいただいているのかということですね、今日まで来たんです。

で、最近ですね、今説明ありましたように、一部の、11 のかまどの一番右の小さい部分 2 箇所をですね剥がして試験的にやられるということもうけたまわっておりますので、一つ、早く、やっぱし県の方にですね、窓口の方に強くですね要望していただいでですね。やっぱし観光で来られた方も、「酷いですね、こんなのこれいつからですの」とかですね聞かれる方もいらっしゃるということで、まあほんとにね、剥離が進んで凄く今酷いことになってあります。で、今申しましたように、2 箇所、右の 2 箇所がですね、剥がして、方法も以前と違ったやり方でやられるというようにも聞いておりますので、それが 12 月頃になるということでもありますので、まあもう少しの間そないしてですね様子を見たいと思っております。いずれにしても、濠、それから藪ですね。こういったあれがございまして、あの池もですね、このところ天気続きでもう 3 分の 2 までひやがっております。

やっぱし、濠、段々とですね落ち葉とか長年のですねあれで埋まってきておりますので、やっぱりこんなのもですね、強く県・国の方へですねあれして、やっぱし手を入れていただけたらとこのように思ってますんで、一つよろしく願いしたいと思えます。以上です。以上で終わります。

議長（山岡 敏） これで 4 番、中本議員の一般質問を終わります。

議長（山岡 敏） 続きまして、2 番、浅野議員の一般質問を許します。

2 番（浅野 勉） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、浅野議員。

（浅野議員 登壇）

2 番（浅野 勉） 議席番号 2 番、浅野勉でございます。

本日は 2 点につきまして御質問申し上げます。

まず 1 点目、「全国学力・学習状況調査について」

本年 4 月 24 日に全国学力・学習状況調査が実施されました。今回は 4 年ぶりに全国の公立小の小学校 6 年生と中学校 3 年生の全員参加方式が復活いたしました。併せて私学の希望校も国語、算数、数学の試験を受験しました。

今回は全員参加方式ですので、試験の信頼性がさらに高まるものと思われます。

その後、現在、文部科学省が採点を実施し、今年 8 月頃に、8 月頃には都道府県別の平均正答率を公表する予定で進んでいます。

安堵町教育委員会は、昨年度も当試験に参加を表明され、安堵小学校及び安堵中学校が受験をいたしました。

安堵町の児童・生徒の学力傾向と、今後の対策等について御説明をお願いいたします。

2 点目、「安堵町立安堵中学校の学校給食施設の整備について」

現在、安堵中学校の学校給食設備について、設計料及び建設費用が予算化をされました。学校給食施設建設に向けての計画、及び進捗状況について御説明をお願いいたします。以上 2 点、よろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） 「全国学力・学習状況調査について」答弁を求めます。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、楮山教育長。

（楮山教育長 登壇）

教育長（楮山素伸） 浅野議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず 1 点目の、全国学力・学習状況調査について、安堵町の児童・生徒の学力傾向等対策についてのお尋ねですが、調査以前から小学校では、思考・表現力の基礎となる言語能力の定着を課題と考え、研修を進めているとともに、また、安小タイムを設け、基礎学力の定着を図ってまいりました。また、中学校においても、将来への進路保障を見据え、基礎学の時間や放課後や夏休みの学力補充にも力を入れて取り組んできたことについては、平成 24 年の 9 月議会でも議員からの御質問でお答えしたとおりです。また、本年度より、学校図書室司書職員を配置し、言語活動の充実のための環境づくりも整えてまいりました。

さて、前回の学力・学習状況調査の結果を分析する中で明らかになった顕著な傾向は、学力の二極化であります。この傾向は小中学校の全ての教科においてみられ、学校教育における共通の課題として認識を新たにしたところです。

そこで、小学校では、従来の少人数指導体制に加え、県費負担による新たに学力向上のための非常勤講師も活用し、より決め細やかな指導の充実を図るとともに、以前から続けてきました安小タイムという継続的な補充学習も改善を加えながら充実を図っているところです。また、中学校においては、毎週月曜日の放課後に全学年を対象にした補充学習体制を整えました。この時間を将来への展望を意味する HIRAKU 学習と命名し、生徒達に積極的な参加を促すことで定着しつつある活動となっております。8 月には、本年度 4 月に実施した調査の結果が公表されます。これまでの取り組

みについての成果や課題を知るための資料として真摯に受け止め、今後の教育活動に活かしていきたいと考えております。なお、中学校においては、今回の学力・学習状況調査に伴って、保護者に対するアンケート調査も実施されます。

子どもを取り巻く環境が目まぐるしく変動する中、子どもの教育は単に学校だけではなく、家庭や地域とともに連携を図りながら進めていかなければならないと認識しております。このことから、保護者のアンケート結果も参考にして、今後の教育方針に反映させていきたいと考えております。

以上でございます。

2 番（浅野 勉） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、浅野議員。

2 番（浅野 勉） 子ども達の学習環境の充実に向けて、本年度、安堵小学校、安堵中学校に図書館司書が配置をされました。また、続けて補充学習と具体的な手立てを、工夫、実践をされていることが良くわかりました。ありがとうございます。

さて、前回のテストの分析では、学力の二極化、つまり、平均的習熟度に達していない児童・生徒と、平均を遥かに上回る児童・生徒の存在が明らかになりました。

膨大な資料の分析、統計、本当にありがとうございました。

今後は安堵町内の公教育の向上のため、学習機会の均等を図る方策を熟慮いただきますことをお願いいたしまして、1 番目の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山岡 敏） 次に「安堵町立安堵中学校の学校給食施設の整備について」答弁を求めます。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（山岡 敏） 楮山教育長。

（楮山教育長 登壇）

教育長（楮山素伸） 続いて安堵中学校の学校給食施設整備についてお答えをさせていただきます。

学校給食施設建設に向けての計画及び進捗状況でございますが、現在、基本設計書に基づき実施設計書を仕上げるため、第 1 回の給食施設整備検討委員会を 6 月上旬に開催いたしました。

検討委員のメンバーといたしましては、学識経験者、安堵中学校代表、安堵小学校栄養教諭、小中学校の保護者代表、そして副町長、そして議会代表の 8 名で構成をさ

せていただいております。

第1回目の会議では、参加されたそれぞれの立場から、基本設計図をもとに、具体的な質問や提案がありました。その内容は、衛生面から、あるいは調理員の作業動線や生徒の給食運搬経路という視点から、さらには食育の関わることまで活発に意見交換が行われました。第2回の会議において、このことについてさらなる審議が重ねられる予定でございます。

また、第2回目の給食施設整備計画検討委員会を6月下旬に、第3回目を7月中に行い、出された意見を集約し、給食室の実施設計書をまとめ上げてまいりたいと考えております。

今後の計画といたしましては、実施設計書及び設計額等が確定次第、財政措置を講じて、必要な手続きを経て、給食施設の建設に取りかかっていく計画でございます。

以上でございます。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、浅野議員。

2番（浅野 勉） 中学校の学校給食施設建設に向けて、具体的な説明が進められている御説明をいただき、ありがとうございました。

今後は、建設業者との契約が必要になることもあらうと思いますが、地方自治法第96条の規定により、予定価格、契約予定価格が5千万円以上の工事は議会の議決に付すべき規約にあたります。議員一同早期の進捗を願っておりますので、当契約の議決につきましては、9月定例会を待つまでもなく、臨時議会等の招集、開会を念頭においていただきますようによりしくお願いいたします。

安堵中学校の公教育の向上を目指す給食施設の建設に向けて、さらなる御尽力をいただけることとお願いし、お願い申し上げ、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（山岡 敏） これで、2番、浅野議員の一般質問を終わります。

議長（山岡 敏） 続いて5番、島田議員の一般質問を許します。

5番（島田正芳） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、島田議員。

（島田議員 登壇）

5 番（島田正芳） 5 番、島田正芳でございます。

一つだけ、1 点だけ質問させていただきます。

「街区基準点の設置計画について」

街区基準点の設置計画はあるのでしょうか。実施されると官民総ての事業に反映され、そのデータが共有でき、今後、道路及び農業等の多くの施策に利用できるものと思います。今後の予定を教えてください、以上です。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（山岡 敏） 「街区基準点の設置計画について」 答弁を求めます。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（山岡 敏） 古川産業建設課長。

（古川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（古川秀彦） 島田議員の御質問にお答えさせていただきます。

街区基準点は、国土交通省が地積調査を推進するための基礎データの整備を目的に、平成 16 年度より 18 年度まで、都市再生街区基本調査として、全国の DID 人口集中地区で実施されました。安堵町には DID 人口集中地区がございませんでしたので、設置はされておられません。街区基準点の設置につきましては、島田議員が平成 24 年 6 月議会で一般質問をされました国土調査、地積調査業務においては必ず必要なものがあります。

現在、地積調査につきましては、費用や人員のこともあり検討課題となっております。しかしながら、街区基準点を含む公共基準点の設置は必要であると考えておりますので、今後、国及び県事業などで大規模な測量業務が町内で行われる場合は設置の要望を行っていきたいと考えております。以上です。

5 番（島田正芳） はい、議長。

議長（山岡 敏） 島田議員。

5 番（島田正芳） 街区基準点設置事業、都市再生街区基本調査には、採択基準には合致しなかったもので、事業は行えなかったということですね。

で、基準点整備されることにより、各人が所有する土地のデータが世界で唯一のものとなり、特に個人の財産を守るための登記事業等に有効かつ確実に反映されること

になると思います。現在、安堵町周辺では、大和川堤防及び富雄川堤防上に 1 級から 3 級までの基準点が設置されております。それらを活用しつつ、安堵町内の基準点設置の整備を進めていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（山岡 敏） これで、5 番、島田議員の一般質問を終わります。

議長（山岡 敏） これで一般質問を終結します。

議長（山岡 敏） 続いて日程第 3 議案第 6 号：「奈良県広域消防組合の設立に関する協議について」から日程第 5 議案第 8 号：「西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」までの 3 議案を一括議題といたします。

議長（山岡 敏） 提案理由の説明を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、近藤課長。総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） それでは提案理由の説明をいたします。

地震、台風と大規模化する災害や、高齢化に伴う救急搬送の増加などに的確に対応していくために、総務通信指令部門を一元化、スリム化することにより、現場部門の人員配置を手厚くし、消防の現場力を高めると共に、消防組織全体の合理化を図ることを目的に、県内 37 市町村で奈良県の消防広域化に向けた協議を重ねてまいりました。これらについて、去る 6 月 6 日、奈良県消防広域化協議会総会において、規約及び協定書が 37 市町村長により承認されました。

12 月に、奈良県消防、広域消防組合を設立するための手続きとして、三つの議案を本議会に提出するものであります。

まず、議案第 6 号、奈良県広域消防組合の設立に関する協議について御説明いたします。

県内 37 市町村の消防事務を共同処理する奈良県広域消防組合を設立することにつ

きまして、構成市町村と協議のうえ定めることについて、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、1 ページを御覧ください。

奈良県消防組合の設立に関する協議書でございます。

地方自治法第 284 条第 2 項の規定により、奈良県知事の許可の日から、奈良市及び生駒市を除く 37 市町村の消防事務を共同処理するため規約を定め、奈良県消防、奈良県広域消防組合を設立するというものでございます。

この協議が整えば、次に説明いたします規約を定め、奈良県広域消防組合を設立することになります。

次のページです。めくっていただきまして 3 ページ。

奈良県広域消防組合規約でございます。

6 月 3 日に、奈良県消防広域化準備室により、詳細について御説明いただいたとおりでございます。また、今回の消防広域化の中で、東分署に関わる課題でありました、消防署の管轄及び管轄区域については、別途協定書第 3 条の中で、組合設立前の消防署の管轄、及び活動区域を越えての出動について、平成 28 年度に通信指令業務が統合されるまでのできるだけ早い時期に、各組合市町村において定めるというふうな形に明記されたところでございます。

それでは議案第 6 号を朗読いたします。

議案第 6 号：奈良県広域消防組合の設立に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 2 項の規定により、奈良県知事の許可の日から大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、葛城氏、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び、東吉野村の消防事務（消防団に関する事務及び、並びに水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）を共同処理する奈良県広域消防組合を設立することについて、別紙のとおり構成市町村と協議のうえ定めることについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 25 年 6 月 14 日提出

安堵町長 西 本 安 博

次のページ。

奈良県広域消防組合の設立に関する協議書及び、3 ページ以下の奈良県広域消防組合規約の朗読については、先ほど説明いたしましたので、割愛させていただきます。

続きまして、次の議案第 7 号、奈良県広域消防組合設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議について提案理由を御説明いたします。

これは、西和消防組合を廃し、新たに奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、西和消防組合の解散に関する協議について、地方自治法第 288 条の規定により、構成

町であります西和 7 町と協議のうえ定めることについて、同条第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページを御覧いただきたいと思います。

奈良県広域消防組合設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議書であります。

内容は、奈良県広域消防組合設立の前日をもって、西和消防組合は解散するというものであります。

それでは議案第 7 号を朗読いたします。

議案第 7 号：奈良県広域消防組合設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議について

奈良県知事の許可の日から西和消防組合を廃し、新たに奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、西和消防組合の解散に関する協議について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定により、別紙のとおり構成町と協議のうえ定めることについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 25 年 6 月 14 日提出

安堵町長 西 本 安 博

次のページの解散につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

続きまして議案第 8 号、西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議について提案理由を御説明いたします。

これは、西和消防組合を廃し、新たに奈良県広域消防組合が設立されることに関し、西和消防組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法第 289 条の規定により、構成町であります西和 7 町と協議のうえ定めることについて、同条第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次の 1 ページを御覧ください。

西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議書でございます。

これは、西和消防組合が所有する、基金、建物、消防車両、債務などの組合財産の処分についての 7 町の取り決めでございます。

処分の方法は、基金については組合長に帰属。建物、消防車両等債務などについては、新たに設立する奈良県広域消防組合に帰属となります。また、財産処分の日は、奈良県広域消防組合設立の前日であります。

なお、次のページ 3 ページは、4、3 ページはこれらの財産の内訳でございます。

それでは議案書第 8 号を朗読いたします。

議案第 8 号：西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

奈良県知事の許可の日から西和消防組合を廃し、新たに奈良県広域消防組合が設立されることに関し、西和消防組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、別紙のとおり構成町と協議のうえ定めることについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成25年6月14日提出

安堵町長 西本 安博

次のページにつきましては、先ほど御説明させていただいたので割愛させていただきます。

以上、3議案について御説明させていただきました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） これから総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） 総括質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより一括討論を行います。

討論ありませんか。

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより議案第6号：「奈良県広域消防組合の設立に関する協議について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（山岡 敏） はい、結構です。

はい、起立多数です。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） これより議案第7号：「奈良県広域消防組合設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（山岡 敏） 起立、賛成多数です。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） これより議案第 8 号：「西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（山岡 敏） 起立多数です。

よって、議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 続きまして日程第 6：「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第 1 2 2 条の規定により、お手許に配付しておりますとおり、決定したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、お手元に配付したとおり決定いたしました。

議長（山岡 敏） 日程第 7：「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長から、委員会において所管事務の事件について、会議規則第 6 9 条の規定により、お手許に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（山岡 敏） お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることを決定されま

した。

議長（山岡 敏） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成 2 5 年 第 2 回 安堵町議会定例議会を閉会します。

閉 会

午後 1 2 時 5 分
